

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（JPA）事務局
発行責任者／斉藤幸枝

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-11-2 巣鴨陽光ハイツ 604 号
TEL03-6902-2083 FAX03-6902-2084 jpa@ia2.itkeeper.ne.jp
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

☆

障害年金審査は昨年より「障害年金センター」に一元化されています。 あなたの等級は変化しないですか？

☆

5月29日、「日本年金機構が障害基礎年金の20歳前の受給者1010人に対し、障害の程度が軽いと判断して支給打ち切りを検討している」という新聞報道がされました。これはI型糖尿病の患者さんたちが問題視して、それを毎日新聞が取り上げたことがきっかけでした。

この一連の報道により、障害年金受給者から「困った」という声が上がリ、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）及び加盟団体である全国心臓病の子どもを守る会が、厚労省との懇談と交渉を行うなど、患者・障害者が運動した結果、事実上、打ち切りという事態を止めることができましたので、報告します。

1010人が障害年金打ち切りに？

この1010人は20歳前の障害者で、症状に応じて1～5年ごとに更新を続けていた人たちです。

昨年4月より、都道府県ごとに各地の認定医が審査をしていた業務を都内の障害年金センターに一元化したことにより、多くは、前回と症状が変わらず、同程度の診断書であるにも関わらず、打ち切りとなったというものです。

この報道を受け、厚労省の年金担当課と日本年金機構の担当者に、6月21日、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）が、障害年金問題で厚生労働省との懇談を開きました。

明らかになったのは

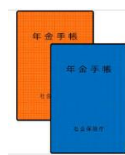
一つ目は、日本年金機構から1010人の都道府県別障害種別の内訳がはじめて公表されました。一番多かったのは、循環器疾患の496人、続いて肢体101人、腎・肝・糖尿病91人などが続きます。（詳細は別紙参照）

二つ目は、通知を受け取った人は即打ち切りということにならずに1年間の猶予期間が設けられていますが、それ以外にも診断書が多少なりとも変化がある約1000人が猶予なく即打ち切りになっていること

もわかりました。

三つ目は、1級から2級に降級になった人数は把握すらされていないということでした。

都道府県で認定格差が生じていることが発端となって障害年金センターに一元化されたのでしたら、当然、降級の場合も都道府県ごとの状況も集計しないとわからないはずですので、集計できるものと思うのですが。



加藤勝信厚生労働大臣は

7月3日の厚生労働委員会で加藤厚労相は今回の1010人について、打ち切らずに、支給を継続する旨の方針を表明したとの報道がされました。

そこで、年金問題についての交渉を翌日の4日に予定していた全国心臓病の子どもを守る会では、急遽、重点的に、この打ち切りの件が変更となったことについて、説明をしていただくこととしました。

厚労大臣発言に対する説明

障害年金センターに一元化され、認定医と事務局体制が一斉に変わったという事情を考慮し、認定医が認定を行う際には、従前の判定結果を「推察」しながら判定を行うということで、機械的に1010人を継続していくことではない、とのことでした。

他の確認

- ・障害年金センターへの集約化前に判定を受けている人については、今後も同じ対応をしていく。
- ・今回最初に打ち切り対象となった1010人中、496人が循環器疾患患者であったが、認定医には小児循環器の専門医が一人もいない。一元化のス

ケールメリットにより、専門医の認定医を配置できるのでは？という問いに対しては回答が無く、「セカンドオピニオン」により審査を複数の医師で行う話が出たにとどまりました。

交渉の一定の成果

今回このように、大臣発言により、危うく打ち切りとなりそうだった患者を短期間で救うことができたのは、当事者が声をあげ、国やマスコミへ働きかけをした運動の力によるものと思います。諦めずに、声をあげることの大切さと、それを取り上げ、交渉へと結びつけることの大切さを、改めて感じさせられました。（文責 斉藤幸枝）

障害年金とは

障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」の2種類ありますが、障害基礎年金は20歳前から障害がある人や、自営業や学生など国民年金の加入者が、病気やけがで一定の障害を負った場合などに支払われます。

受給者は、症状に応じて1～5年おきに障害状態確認届（医師の診断書など）を提出するなどして、継続のための手続きを行う必要があり、都道府県ごとに各地の認定医が審査していたが、地域によって判定にばらつきがあるということで、2017年4月に東京の障害年金センターに認定業務を集約し一元化したものです。

障害基礎年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の農業者・自営業・学生などの第1号被保険者や、会社員や公務員である第2号被保険者、20歳以上60歳未満の第2号被保険者の配偶者である第3号被保険者の方で、障害等級が1～2級に該当する方が対象です。

なお、初診日の時点で20歳未満の方や日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間（老齢基礎年金を繰り上げしている場合は除きます）

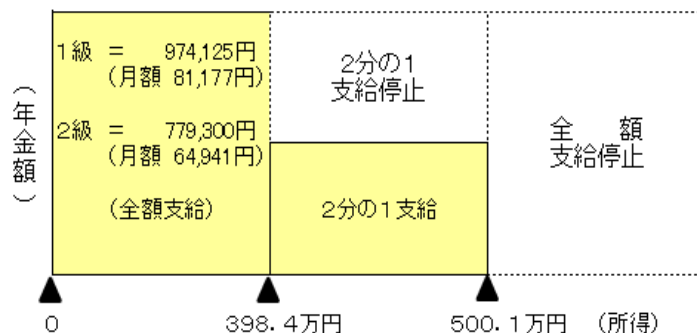
20歳前傷病による障害基礎年金は所得制限あり

今回問題となった1010人は、この20歳未満の障害基礎年金受給者です。

20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられており、所得額が398万4千円（2人世帯）を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、500万1千円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられています。

なお、世帯人数が増加した場合、扶養親族1人につき所得制限額が38万円（※）加算されます。※対象となる扶養親族が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは、1人につき48万円加算。特定扶養親族等であるときは1人につき63万円加算となります。

また、1人世帯（扶養親族なし）については、所得額が360万4千円を超える場合に年金額の2分の1が支給停止となり、462万1千円を超える場合に全額支給停止となります。



(注)所得は2人世帯で給与所得の場合です。

障害基礎年金の・受給要件・支給開始時期・計算方法

更新日：2018年4月1日

国民年金(障害基礎年金)	
支給要件	<ol style="list-style-type: none"> 国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日(これを「初診日」といいます。)があること ※20歳前や、60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます。 一定の障害の状態にあること 保険料納付要件 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。 (1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること (2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
障害認定時	<p>初診日から1年6ヶ月を経過した日(その間に治った場合(お治った日) または 20歳に達した日に障害の状態にあるか、または65歳に達する日の前日までの間に障害の状態となった場合。 ※例えば、初めて医師の診療を受けた日から1年6ヶ月以内に、次の1.~8.に該当する日があるときは、その日が「障害認定日」となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 人工透析療法を行っている場合は、透析を初めて受けた日から起算して3ヶ月を経過した日 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した場合は、そう入置換した日 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着した場合は、装着した日 人工肛門の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設又は手術を施した日から起算して6ヶ月を経過した日 新膀胱を造設した場合は、造設した日 切断又は離断による肢体の障害は、原則として切断又は離断した日(障害手当金又は日法の場合は、創面が治癒した日) 喉頭全摘出の場合は、全摘出した日
年金額(平成30年4月分)	<p>8. 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日</p> <p>【1級】 779,300円×1.25+子の加算 【2級】 779,300円+子の加算</p> <p>子の加算 第1子・第2子 各 224,300円 第3子以降 各 74,800円 子とは次の者に限る 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子 20歳未満で障害等級1級または2級の障害者</p>
障害等級の例	<p>1級 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両眼の視力の和が0.04以下のもの(原則として矯正視力) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のものその他</p> <p>2級 1 上肢の機能に著しい障害を有するもの 1 下肢の機能に著しい障害を有するもの 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの(原則として矯正視力) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のものその他</p>
障害認定基準	<p>障害年金の対象となる病気やケガは、手足の障害などの外部障害のほか、精神障害やがん、糖尿病などの内部障害も対象になります。 病気やケガの主なものは次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 外部障害 眼、聴覚、肢体(手足など)の障害など 精神障害 統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など 内部障害 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血管器疾患、糖尿病、がんなど <p>詳しくは、国民年金・厚生年金保険 障害認定基準をご覧ください。</p>
請求	<p>障害認定日による請求 障害認定日に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級または2級の状態にあるときに障害認定日の翌月(※)から年金が受けられます(ただし、一定の資格期間が必要です)。このことを「障害認定日による請求」といいます。</p>

	<p>請求書に添付する診断書は、障害認定日時点の症状がわかるものが必要です。なお、請求する日が、障害認定日より1年以上過ぎているときは、請求手続き以前3ヶ月以内の症状がわかる診断書も併せて必要となります。</p> <p>請求書は障害認定日以降に提出することができます。</p> <p>(※) 時効による消滅のため、遡及して受けられる年金は5年分が限度です。</p> <p>事後重症による請求</p> <p>障害認定日に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級または2級の状態に該当しなかった場合でも、その後症状が悪化し、1級または2級の障害の状態になったときには請求により障害基礎年金が受けられます(ただし、一定の資格期間が必要です)。このことを「事後重症による請求」といいます。</p> <p>請求書に添付する診断書は、請求手続き以前3ヶ月以内の症状がわかるものが必要です。</p> <p>事後請求による請求の場合、請求日の翌月から年金が受けられます。そのため、請求が遅くなると、年金の受け取りが遅くなります。</p> <p>請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。</p>
<p>請求 手続 き</p>	<p>障害基礎年金を受けられるとき</p>
<p>Q&A</p>	<p>年金 Q&A (障害基礎年金について)</p>